

諮問番号：令和２年度諮問第１号

答申番号：令和２年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇〇氏が令和２年３月３日付けで提起した、袖ヶ浦市長（処分庁担当課：福祉部保育課）による令和〇年〇月〇〇日付け袖保育第〇〇〇〇号により通知した保育利用保留通知書に関する保育利用保留処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却するのが相当である。

第２ 事実経過

- 1 処分庁は、令和〇年〇〇月〇日に審査請求人の児童に係る支給認定申請書を受理した。令和〇年〇月〇日から袖ヶ浦市内にある保育所の利用を希望するとの理由により、第１希望を〇〇〇〇〇、第２希望を〇〇〇〇〇とした申請であり、また保育の利用を必要とする事由は、審査請求人は妊娠・出産により、審査請求人の配偶者は就労によるものであった。
- 2 処分庁は、審査請求人の希望する保育所の定員に空きがなかったため、袖ヶ浦市保育の必要性の認定等に関する規則（平成２７年規則第１号。以下「規則」という。）第７条第１項の規定により、規則別表第２に定める「利用の調整に係る指数表」及び「優先利用の基準表」に基づく利用調整を行った。その結果、審査請求人の児童よりも優先順位の高い他の児童を優先して入所させることとし、令和〇年〇月〇〇日付け袖保育第〇〇〇〇号により、審査請求人に対し、保育利用保留通知書（以下「本件処分」という。）を通知した。
- 3 審査請求人は、入所可能施設の選択肢を増やすため、令和〇年〇月〇〇日に保育所申込み変更届を処分庁へ提出し、第３希望に〇〇〇〇〇、第４希望に〇〇〇〇〇を追加した。
- 4 処分庁は、審査請求人の希望する保育所等の定員に空きがなかったため、再度利用調整を行った結果、審査請求人の児童よりも優先順位の高い他の児童を優先して入所させることとした。
- 5 審査請求人は、令和２年３月３日に袖ヶ浦市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

第３ 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 明確な入所基準及び具体的順位を公開することについて

審査請求人は、入所及び保留児童の条件や順位について担当窓口に問い合

わせたが、客観性に欠ける回答であり、本件処分は、明確な基準や順位を公開していないことから、違法又は不当である。

(2) 家庭での保育が困難であることについて

ア 審査請求人は、出産を控え、産前産後期間に児童を預けられる先がなく、審査請求人の夫も就労しており育児休暇の取得が困難であり、また、両親にも頼ることができない状況にある。

イ このことを市役所担当職員に相談したところ、一時保育やファミリーサポートセンターの活用を勧められたが、どちらも枠がいっぱいで簡単には利用できない状況である。特に、袖ヶ浦市における一時保育は利用可能施設が限られているだけでなく、予約することも実質的に困難となっている。

ウ したがって、家庭での保育が困難である状況等から見ても、本件処分は違法又は不当である。

(3) 以上から、本件処分は違法又は不当であり、保留状態の解消と保育施設への入所が認められるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 明確な入所基準を公開することについて

ア 本市における保育所等の利用調整は、規則に基づいて行っている。規則は、保育所等の利用調整の客観性を確保するため、本市ホームページに掲載している例規集に掲載し、規則別表第2に定める「利用の調整に係る指数表」及び「優先利用の基準表」において、基準を定めて公開している。

イ したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 具体的順位を公開することについて

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項では、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所等の利用について調整を行う旨が規定されている。

イ 本件では、審査請求人の希望する保育所等に空きがなかったため、規則別表第2の規定に基づき、保育所等の利用について調整を行った。

そして、具体的な順位を公開することについて、これを明示した場合には、保育所等の利用調整の性質上、他の児童の具体的な養育状況や保護者の勤務状況等といった第三者のプライバシー等が推察される可能性があり、また、辞退等により順位が変動するため不確定であることから、公開しないことには正当な理由がある。

ウ したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 家庭での保育が困難であることについて

ア 保育所等の利用調整に当たっては、上記のとおり規則に従い優先順位を定め、上位の児童から入所決定している。

イ 本件では、親族等の協力を得ることが困難な状況であることなどは理解

できるが、規則別表第2の「利用の調整に係る指数表」や「優先利用の基準表」には、このような事情は掲げられていないため、考慮することができない。このことは、他の申請者においても同様である。

ウ したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(4) 以上から、本件処分は違法又は不当であるとはいえず、保留状態の解消及び保育施設への入所は認められない。

第4 審理員による判断の理由

本件審査請求は、棄却すべきとし、その理由を審理員意見書「第3 審理員による判断の理由」（以下「審理員意見」という。）のとおりとしている。

第5 調査審議の経過

本審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年8月12日 審査庁から諮問

令和2年10月9日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

本審査会における判断の理由は、審理員意見と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定では、行政庁が定める審査基準は、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとし、行政上特別の支障があるときを除き、公にしておかなければならないとされている。

イ 児童福祉法第24条第1項の規定では、市町村は、保護者の労働等の事由により保育を必要とする児童等を保育所において保育しなければならないとし、同条第2項の規定では、市町村は、当該児童に対し、認定こども園又は家庭的保育事業等において必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとし、同条第3項の規定では、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる認定こども園等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、認定こども園等の利用について調整を行うとともに、認定こども園等の設置者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとするとしている。

ウ 行政手続法第8条第1項の規定では、行政庁は、申請により求められた

許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている。

(2) 明確な入所基準を公開することについて

ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条の規定では、市町村は、法第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。）の利用について調整を行う場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとするとしている。

イ 本件についてみると、処分庁は、児童福祉法第24条第3項の規定に基づく保育所等の利用調整を行うに当たっては、規則を定め、規則別表第2に定める「利用の調整に係る指数表」及び「優先利用の基準表」に基づく利用調整を行っており、これは本市ホームページに掲載している例規集で公開していることから、入所基準は明確になっていることが認められる。

ウ したがって、本件処分は、行政手続法第5条の規定に反するとはいえず、違法又は不当な点は認められない。

(3) 具体的順位を公開することについて

ア 行政手続法第8条第1項の規定では、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならないとしている。

そして、この理由付記の程度については、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと解される（最高裁判決昭和60年1月22日民集39巻1号1頁）。

イ 本件についてみると、審査請求人の具体的順位を公開すべきであるという主張については、行政手続法第8条第1項の規定に基づく主張であると解することができる。

処分庁が審査請求人へ送付した保育利用保留通知書では、保留となった理由として、「希望する保育所の定員に空きがないため」とだけ記載しているが、具体的順位を記載していなくても、上記2の(2)で述べたような入所基準の設定及び公表の状況並びに処分の理由として「定員に空きがないため」との記載により、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたかを申請者において、その記載自体から了知し得るものであると認められる。

なお、本件処分の性質上、具体的順位を公開することは、規則別表第2に定める「利用の調整に係る指数表」及び「優先利用の基準表」から、他

の児童の具体的な養育状況や各家庭における保護者の勤務状況等のプライバシーに関する事情に踏み込むことになり得るため、具体的順位を記載することは適切ではない。

ウ したがって、本件処分は、行政手続法第8条第1項の規定に反するとはいえず、違法又は不当な点はないと認められる。

(4) 家庭での保育が困難であることについて

ア 保育所等の利用調整に当たっては、上記のとおり規則に従い優先順位を定め、上位の児童から入所決定しており、審査請求人の主張する親族等の協力を得ることが困難な状況であることなどについては、規則別表第2の「利用の調整に係る指数表」や「優先利用の基準表」に掲げられていないため、加点や減点等の考慮をするものではなく、このことは、他の申請者においても同様である。

イ したがって、本件処分に違法又は不当な点はないと認められる。

(5) なお、本件処分に違法又は不当な点は認められないが、処分庁は、入所希望者の十分な理解が得られるよう、受付窓口や本市ホームページ等において保育所等の利用調整に関する制度の周知に引き続き努めるとともに、庁内関係部署及び外部関係団体との連携をより密にし、入所希望者に対するきめ細やかな支援を積極的に行うよう努められたい。

3 結論

本件審査請求は、理由がないものと認められるので、上記第1のとおり判断する。

袖ヶ浦市行政不服審査会

会長 在原 昌秀

委員 進藤 太

委員 田代 悦子

委員 高橋 信正

委員 齋藤 克己